

保 健 ・ 医 療 の つ ば さ 事 業 に 係 る 覚 書

J A長野厚生連佐久総合病院（以下「甲」という。）、学校法人佐久学園（以下「乙」という。）、佐久市立国保浅間総合病院（以下「丙」という。）及び佐久市（以下「丁」という。）は、佐久市または佐久地域における保健・医療などの現状並びに取り組みに関する海外からの視察研修（以下「海外視察」と言う。）の受入について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、海外視察希望者に対して、速やかに希望の内容に応じた情報や視察機会の提供が行えるよう、また、海外視察に際して甲、乙、丙及び丁（以下「4者」という。）がより効率的・総合的かつ適正な受け入れ体制を確立し、佐久地域の保健医療の特徴を十分認識し、その特徴を活かした国際貢献に資すること、さらには、将来の地域の交流人口の創出を図ることを目的とする。

（共有事項）

第2条 4者は、海外視察の対応に当たり、次に掲げる事項を共有し、また、調整を図るものとする。

- （1）海外視察受入可能メニュー
- （2）海外視察の日程

（業務の分担）

第3条 海外視察の受入は、4者がそれぞれ受入可能な次に掲げるメニューにより実施するものとする。

- （1）甲は、在宅医療体制、農村医療、プライマリ・ヘルスケア、地域医療連携、病院の活動等に関するものとする。
- （2）乙は、看護・介護研修教育プログラム、保健・医療・福祉人材開発プロジェクト、地域保健医療充実管理コース等に関するものとする。
- （3）丙は、地域医療・地域包括ケアシステム構築への取り組み（疾病の治療・予防、健康診断、医療連携、訪問看護・介護サービス）等市立病院としての役割、活動に関するものとする。
- （4）丁は、保健事業の概要、高齢者施策、介護保険、地域支援事業等に関するものとする。

（仲介機関等の要件）

第4条 海外視察の受け入れの決定にあたり、その仲介する者の要件として、次に掲げる役割が担える公的機関又は公益を目的とする機関等とする。

- （1）海外視察希望者が希望する視察研修内容の把握
- （2）希望する視察研修内容に見合ったメニューの紹介、受入れ者との連絡及び日程調整
- （3）通訳に関する情報の収集

（受入窓口の設置）

第5条 佐久市健康づくり推進課は、視察先が複数個所に亘るものについて、次に掲げる役割を担うものとする。

- （1）海外視察希望者からの研修等、希望内容の把握
- （2）視察の日程調整

- (3) 海外視察研修の受け入れメニューの集約管理
- (4) 受け入れ実績に関する事務
- (5) その他、全般的な相談
(検討会の設置)

第6条 4者は、海外視察に関する必要な情報の相互共有等、この協定の適正を期するため、検討会を設置する。

- 2 検討会では、本事業の状況、課題等を4者が共有すると共に、課題解決に向けた検討を行う。
- 3 検討会の構成は、4者の海外視察対応担当者によるものとする。
- 4 検討会には座長を設ける。座長は、佐久市市民健康部長が務めるものとし、座長に事故あるときは、佐久市健康づくり推進課長が代理を務めるものとする。
- 5 検討会は1年に1度開催し、4者が対応状況について報告するものとする。
- 6 検討会の事務局は、佐久市健康づくり推進課内に置く。
(有効期間)

第7条 この覚書の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日前3か月までに、4者のいずれからも何らの意思表示がないときは、この覚書は、同一の条件をもってさらに1年間更新するものとし、その後においても、また同様とする。

(経費)

第8条 本事業に係る経費については、4者間で協議し、随時その負担方法を決定するものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この契約に定めない事項又はこの契約に関し疑義の生じた事項については、4者協議の上、決定するものとする。

この覚書の証として、本書4通を作成し、4者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成28年3月29日

甲 JA長野厚生連佐久総合病院

乙 学校法人 佐 久 学 園

丙 佐久市立国保浅間総合病院

丁 佐 久 市